平成２３年（フ）第４８号
福岡県大牟田市大字岬1969番地　黒崎県営住宅７棟301号
債務者　浦田　　**均**
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４９号
福岡県大牟田市大字岬1969番地　黒崎県営住宅７棟301号
債務者　浦田　迪子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５０号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅10棟16号
債務者　香田ノリ子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５７号
福岡県大牟田市大字久福木774番地１　県営住宅久福木団地９棟203号
債務者　山田　武志
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５９号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅13棟202号
債務者　坂口優美子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第６２号
福岡県大牟田市大字草木944番地４
債務者　中川　郁子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第６５号
福岡県大牟田市大字草木32番地１　リバーサイド貝根Ｄ棟
債務者　篠原　義朗
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９５号
石川県小松市今江町８丁目511番地９
債務者　山本　文男
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２３７号
兵庫県川西市美園町13番４号
債務者　小松　恵一
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７６号
山口県岩国市牛野谷町３丁目48番１号　正岡美惠子方
債務者　石黒　秀夫
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３８号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西上野32番地８
債務者　田尾　英敏
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第３０９号
盛岡市上太田蔵戸21番地１
債務者　熊谷　孝雄
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１４２号
福島県郡山市富田町字向山77番地　安斉住宅７号棟
債務者　斎藤　武志
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７４９号
名古屋市熱田区千年２丁目18番10号
債務者　渡辺友仁こと　渡邊　友仁
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０６号
神戸市兵庫区浜山通２丁目２番18号　ハイツ山崎202
債務者　内田　誠一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９１号
神戸市北区有野台５丁目１番　有野団地第Ｂ19号棟第204号室、住民票上の住所神戸市北区有野台２丁目１番の４
債務者　原　　武士
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９９号
神戸市中央区磯上通５丁目１番13―303号
債務者　石崎　陽美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部